

廃棄物処理施設整備費（公共）（循環型社会形成推進交付金等）

125,534百万円（107,847百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課
浄化槽推進室

1．事業の概要

平成17年度において、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設したところである。

平成18年度においては、循環型社会形成の一層の推進を図るため、国の支援措置の充実・強化を図ることとし、以下のような交付金制度の見直しを行うものである。

・交付対象範囲の拡大等

建築物、管理棟及び用地費の交付対象の拡大等

従来から、予算の逼迫による対象範囲の重点化の観点から、対象外としていたごみ処理施設、し尿処理施設及び埋立処分地施設等の建築物（上屋部分）や管理棟などについて、交付対象とする等の充実を図る。

合併処理浄化槽を設置する場合の単独処理浄化槽の撤去費の交付対象化

既設の浄化槽のうち単独処理浄化槽が75%を占めており、水環境改善の観点からは合併処理浄化槽に転換させる必要があり、単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する場合に、その撤去費用を交付対象とする。

2．施策の効果

国と地方が構想段階から協働し、地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分のもと廃棄物処理・リサイクル施設の整備を総合的に進めることにより、地域における循環型社会の形成を本格的に推進し、国全体を循環型社会に転換していく。